

## 横浜市立大学成績優秀者特待生制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学において、成績優秀者特待生制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 成績優秀者特待生制度は、優秀な学生の確保および入学後の継続した学生の学習意欲の向上並びに教育研究の活性化を図るため、学業、人物ともに優秀な学部学生を表彰するとともに、学業奨励金を給付することにより、一層の努力を奨励することを目的とする。

### (成績優秀者特待生の定義)

第3条 本制度による学業奨励金の給付を受けるとともに、第7条に定める活動を行う学生を成績優秀者特待生という。なお、成績優秀者特待生の身分及び成績優秀者特待生に求められる活動は、学業奨励金の受領をもって発生するものとし、かかる奨励金の受領を辞退もしくは返還する場合には、成績優秀者特待生の身分を喪失し、求められる活動も免除されるものとする。

### (対象)

第4条 前年次に優れた学業成績を修めた各学部の2年生以上の学生を対象とする。

2 科目等履修生、及び特別聴講学生についてはこれを対象としない。

### (成績優秀者特待生の選考及び決定)

第5条 成績優秀者特待生の選考にあたって、各学部長は、各学部の教授会の議を経て決定された、前年次に優秀な成績を挙げた者を成績優秀者特待生候補者として学長へ推薦する。

2 学長は、前項の推薦を受け、教育研究審議会の議を経て、当該年次の成績優秀者特待生候補者を決定する。

### (表彰)

第6条 成績優秀者特待生に対し、学長名をもって表彰状を授与して表彰を行う。

2 前項の表彰者に対しては、当該年次に学業奨励金を給付するものとする。

3 成績優秀者特待生の所属及び氏名は、学内掲示等により公表する。

### (成績優秀者特待生に求める活動)

第7条 成績優秀者特待生は引き続き勉学に励み、他の学生の模範となるよう行動する。

2 成績優秀者特待生は、学内活動等への積極的な参画を図るものとする。

(学業奨励金の給付)

第8条 学業奨励金の給付にかかる詳細は、別途細則に定める。

(成績優秀者特待生の資格喪失)

第9条 学長は、成績優秀者特待生が表彰年次に次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、教育研究審議会の議を経て、当該年次の成績優秀者特待生としての資格の喪失を決定することができる。

- (1) 退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他成績優秀者特待生として適当でないと認められたとき。

(学業奨励金の返還)

第10条 前条により成績優秀者特待生の資格を喪失した場合には、給付された学業奨励金を全額返還しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、次の細則により定める。

横浜市立大学成績優秀者特待生制度実施施行細則

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。